参考資料３

○西東京市国民健康保険運営協議会規則

平成13年１月21日規則第112号

改正

令和３年７月27日規則第32号

西東京市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、西東京市国民健康保険条例（平成13年西東京市条例第115号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき西東京市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（協議会の職務）

第２条　協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。

（１）　一部負担金の負担割合に関すること。

（２）　保険料の賦課方法に関すること。

（３）　保険給付の種類及び内容に関すること。

（４）　保健事業の実施大綱の策定に関すること。

（５）　その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

２　協議会は、市長の諮問を受けたときは会議を開き、速やかに答申しなければならない。

３　市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（委員の委嘱及び辞任）

第３条　委員は、市長が委嘱する。

２　委員が辞職しようとするときは、事由を具して市長に届け出なければならない。

（書記）

第４条　協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

２　書記は、会長の指示を受け庶務に従事する。

（招集）

第５条　協議会は、会長が招集する。

（議長）

第６条　協議会の議長は、会長とする。

（定足数）

第７条　協議会は、委員定数の２分の１以上が出席し、かつ、条例第２条各号に規定する委員のそれぞれ１人以上が出席していなければ、会議を開くことができない。

（議決）

第８条　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（除斥）

第９条　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係する事項については、その議事に加わることができない。

（関係職員の出席及び資料の提出）

第10条　議長は、議事に関して必要と認めたときは、市長若しくは関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

（委任）

第11条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成13年１月21日から施行する。

附　則（令和３年７月27日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。